

委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、新潟県危機管理センターにおける閉庁日及び夜間の宿日直業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 業務の名称

新潟県危機管理センター宿日直業務委託

(2) 業務の内容

新潟県危機管理センター宿日直業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 実施場所

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県危機管理センター）

(4) 実施方法

乙は、業務を契約書及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月6日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の支払い）

第3条 甲は、この契約に基づく委託料（以下「委託料」という。）として次に掲げる金額を乙に支払うものとする。

年額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 甲は、別表1に定めるところにより、毎月、委託料を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書に定める業務が行われなかったと認めるときは、行われなかった業務量を斟酌し、減額して乙に支払うものとする。

3 乙は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に定めるところにより、毎月、前月分の委託料の請求書に前月分の業務報告書（別表2）を添えて甲に提出し、甲は有効な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（契約保証金の納付及び返還等）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。
- 5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 6 第 14 条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 5 条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約業務の再委託）

第 6 条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（業務の権限等）

第 7 条 第 1 条第 2 号に掲げる業務を遂行するために必要な権限は、甲が乙に付与し、業務に関する運営及び指揮の権限は乙が有する。

（総括責任者等の配置）

第 8 条 乙は、業務の実施に必要な知識を備えた業務従事者を確保し、その中から総括責任者 1 人を選任し、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

- 2 乙は、前項による総括責任者及び業務従事者を定めたときは、遅滞なく、甲に通知しなければならない。総括責任者及び業務従事者を変更したときも同様とする。

（業務従事者の労務管理等）

第 9 条 乙は、業務従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定、その他関係法令に基づく労務に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、業務従事者には統一された制服を着用し、「会社名・氏名」が容易に確認できる名札を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯させるなど、

常に指導監督し、規律を維持しなければならない。

(物件の使用)

第 10 条 甲は、この契約の履行に必要な物件を乙に対して無償で使用させるものとする。

(業務の実地調査等及び業務従事者の交代)

第 11 条 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 甲は、業務従事者が適当でないと判断したときは、乙に業務従事者の交代を申し出ることができる。申し出を受けた乙は、速やかに業務従事者の交代を行わなければならない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめ書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなくてはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 甲の委託方針が変更されたとき。

(3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 15 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方

が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第16条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によってこの契約を継続することができないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

4 前各項の賠償限度額は対人、対物合算して1事故につき10億円を限度とする。

5 業務の実施中に生じた乙の損害は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（協議事項）

第19条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者協議の上、決定するものとする。

この契約成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙